

平成28年第6回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成28年6月16日 木曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 28名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

14番 奥 浜 健 委員 15番 砂 川 栄 徳 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議題第2号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

日程第9 議案第8号 農地法第18条の第1項の規定による許可申請に対する意見について

平成28年第6回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年6月16日 木曜日 14時00分から16時18分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (28人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (2人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		×
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		×
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

14番委員 奥浜 健 15番委員 砂川 栄徳

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 上地 寿男 次長兼農政係長 川満 秀盛

農地係長 川満 邦弘 主査 豊見山 徹 調整官 下地 一史

開 会 14時00分

閉 会 16時18分

8. 会議の概要

平成28年6月16日

開会： 14:00

議長 ただ今から、平成28年第6回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は28名で、定数に達しておりますので宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、2名欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、14番 奥浜健委員、15番 砂川栄徳委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題といたしますが、事務局長に関する事項があるため、事務局長は一時退席し、関係議案の審議終了後に入室・着席をお願いいたします。

議長 それでは改めまして、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は10件でございます。
まず、受付番号1番から10番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から10番までは、議案書12ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、中添道の十字路を西添道向け約200メートル行った右側に位置し、最初は雑草が生い茂っていましたが、数日前に確認したところ、農地として利用するためきれいに伐採されておりました。申請人は、現在所有している農地への進入路がないため、今回の申請地の購入を

希望しています。

4 番委員 受付番号 2 番・3 番について、現地調査の結果を報告いたします。

2 番の申請地は、狩俣集落から西平安名崎に向かう道路左手に位置し、周辺地域は整備事業も終わっております。申請人は、これから農業を開始する予定です。定年後の農業経営の準備ということで、今回の申請となりました。農業経験はあるということです。

3 番の申請地は、町田機工の裏手に位置し、一見荒地に見えますが、中には牛のエサとなるネピアグラスが生い茂っていました。申請人は畜産農家であり、伐開後は採草地にする予定です。

5 番委員 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、西城保育所から城辺比嘉向け約 800 メートル行ったカーブの側に一軒家があり、そこを北向け約 350 メートル行ったところにある比嘉地区の排水路の暗架手前に位置しております。この地域は区画整理がなされていないため、農地への乗り入れが不便なため、今回購入を希望しています。

6 番委員 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、下地の台湾屋から西へ約 300 メートル行った洲鎌墓地団地から西へ約 200 メートルの所にある一軒家のすぐそばに位置し、申請人の所有地と隣接しています。申請人はサトウキビ栽培に大変意欲的であり、規模拡大の予定です。

12 番委員 受付番号 6 番・7 番について、現地調査の結果を報告いたします。

6 番の申請地 (1261-7) は、東平安名崎交差点より西北に位置し、苗床として利用しております。(1130-3) は、保良にある海宝館から東平安名崎向け約 1 キロメートルいった所にあるロラン局という施設の西側に位置し、現在は牧草地となっております。

7 番の申請地は、宮古クリーンセンター南側にあるマンゴーハウス横隣に位置し、袋地になっており、現在はサトウキビが植えられています。隣接している土地の所有者と相談の上、畑への進入路を作る予定です。

19 番委員 受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、城辺線沿い鏡原のラーメン屋前の交差点を細竹方面へ約 300 メートル行った左手に位置し、現在はサトウキビ収穫後のカブだし管理がされています。サトウキビ栽培にとっても意欲的で、規模拡大の予定です。

5 番委員 受付番号 9 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、JA 城辺支店から南西約 100 メートルのところにある加治道公民館手前の道路を西向けに進むとガードレールがあります。そこを左へ約 50 メートル行った左側に位置しており、現在はカブだし管理がされています。

28 番委員 受付番号 10 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、佐良浜中学校正門前の道路を伊良部向け約 500 メートル行った十字路右手にある運送会社から、さらに伊良部向け約 30 メートル行くと砂利道があります。そこを約 20 メー

トル入った突き当たりに位置し、現在はサトウキビの収穫後ですき込みされておりました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から10番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 事務局長の入室を認めます。

議長 次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は4件でございます。まず、受付番号11番から14番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号11番から14番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号11番から14番までは、議案書22ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号11番・12番について、現地調査の結果を報告いたします。

11番の申請地は、宮古総合開発のトラパーチン工場前道路、通称「うるか線」を砂川小学校向け約500メートル行く途中にある下南集落の申請人の奥さんの実家前に位置しており、実家の援助もあることから大変条件がよく、この場所を借りてサトウキビ栽培をしたいという事です。

12番の申請地は、狩俣集落から西平安名崎向け道路左手に位置し、受付番号2番の場所の近くです。今後はサトウキビ栽培を頑張りたいということです。

8番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、狩俣一保良線（通称：一周道路）奥にある宮古環境保全センター前の道路を挟んだ所に位置し、周辺地域はサトウキビ畑が広がっていました。申請人もサトウキビ栽培の規模拡大を予定しています。

28番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、伊良部製糖工場から佐良浜向け約1キロメートル行った通称タケナカ十字路左手にファームポンドがあり、道路を挟んだ南側に位置しております。現在は、畑の半分にカブだし管理がされています。周辺地域はサトウキビ畑が広がっていました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号11番から14番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、12件でございます。まず、受付番号15番から26番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号15番から26番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号15番から26番までは、議案書26ページから37ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号15番から26番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題としますが、16番下地泰斗委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の

審議終了後に入室・着席をお願いします。

議長 それでは改めまして、日程第3議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。
6件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、マックスバリュ南店前の道路、久松バイパス線沿いにあるパチンコ店南側駐車場前の道路を西へ約40メートル行ったところにある「かりゆし寮」の真向かいに位置し、現在は、イヌマキ等の防風林に囲まれており、野菜が少し植えられていました。申請者は夫婦で農業に従事しており、購入後は、ハーブ類や果樹等を栽培したいということです。

14番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、受付番号1番と同じ場所になります。申請者は、砂川地区に農地を所有しており、平良から通って農業を頑張っております。

17番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、受付番号1番と同じ場所になります。申請者は、購入後は果樹栽培をしたいということです。

19番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、受付番号1番と同じ場所になります。調査時はイモと野菜が少し植えられていました。申請者は現在サトウキビ栽培をしており、規模拡大をしたいという事です。

1番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、受付番号1番と同じ場所になります。申請者は現在サトウキビ栽培をしておりますが、申請地の面積が小さいため、購入後は野菜等を栽培したいという事です。

26番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、受付番号1番と同じ場所になります。申請者は長年農業を頑張っており、購入後は野菜等を栽培したいという事です。

議長 ありがとうございます。これより質議に入ります。質議のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い」受付番号1番から受付番号6番までについて原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 16番委員は入室を認めます。

議長 次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、10件でございます。
まず、受付番号1番から10番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在、嘉手苺公民館西側約100メートルの交差点を北へ約300メートル行ったところに位置し、現在は来期収穫予定のサトウキビの夏植えがされていました。

2番の農地の所在、下地中学校東側約200メートルの国道をまたいだ交差点を入江集落方面へ、県道に入ってすぐ右折して約100メートルのところに位置し、現在はゴーヤーハウスが設置されていました。申請者は、退職後サトウキビ栽培を頑張っておりますが、補助事業も導入して野菜等の施設栽培も頑張っていきたいという事です。

9番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、ミヤホシ牧場東側十字路から約400メートル北にある十字路を挟んで北側両サイドと、南側の東部分に位置し、現在はどちらもサトウキビの収穫後のカブだし管理がされています。区画整理はまだされていない地域です。

11番委員 受付番号4番・5番・6番について、現地調査の結果を報告いたします。

4番の農地の所在、上野改善センター南西側にあるマンゴーハウス北側に位置し、現在はオクラが栽培されています。申請者はオクラ農家として夫婦で頑張っております。

5番と6番は関連します。農地の所在、植物園南側約200メートルのところに、大野果樹園マンゴーハウスがあり、道路を挟んだ東側に6番の申請地、その東側に5番の申請地が隣接しています。現在はどちらもカブだし管理されており、双方共にサトウキビ栽培の規模拡大を予定しています。

17番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、伊良部集落北側から約500メートルのところにファームポンドがあり、道を挟んで約200メートルのところに位置しており、現在はサトウキビの夏植え予定で開墾されていました。申請者はハーベスターのオペレーターをしながら、サトウキビ栽培を頑張っています。

25番委員 受付番号8番・9番について、現地調査の結果を報告いたします。
8番と9番は関連します。農地の所在、下地葉たばこ共同乾燥施設から上地向け約100メートルのところに沈渣地があり、その周辺一帯になります。8番の申請者は長年農業に従事し頑張っております。9番の申請者は弟にあたり、今回新規で農業を始めるといことです。

26番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地(1074-1)の所在、通称クニナカ線西側に伊良部高校があり、そのグラウンド近くに位置し、現在は小さな雑木等が見られますが、農業をするのに支障はないと思われます。
(1723-27)の所在、佐和田線と棒原線のほぼ中央に位置し、現在は夏植えの準備がされていました。周辺一帯農地が広がっています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

4番委員 受付番号3番についてですが、利用権を設定する側の前里善勇さんは亡くなっておりますが、今回の申請にあたり、相続された方々の同意書等は得られているのかどうか確認いたします。

事務局 この案件につきまして、権利者である2名の方から同意書を頂いております。

議長 他に質議があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権の設定)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は10件でございます。
まず、受付番号1番から10番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、新しい宮古島市清掃センター前の道路を挟んで北側に位置し、現在はサトウキビが植えられています。申請者は長年サトウキビ農家として頑張っております。

2番委員 受付番号2番について、現調査の結果を報告いたします。

農地の所在、牧山展望台のテレビ塔から南へ約200メートル入った右側に位置しています。申請者はサトウキビやカボチャの栽培をされており、トラクターなど農機具も充実しており大変意欲的な方です。

10番委員 受付番号3番について、調査結果の報告をいたします。

農地の所在、新城集落センターから西へ約100メートル行ったところにある新城団地の、道を挟んで真向かいに位置し、現在はサトウキビ収穫後のカブだし管理がされています。申請者はサトウキビ栽培を中心に頑張っており、規模拡大を予定しています。

11番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、JA給油所上野支店の南東側にある上野集落公民館から入江集落向け約400メートルのところに位置し、現在は葉たばことサトウキビの収穫後でした。申請者は、大規模なマンゴーハウスを所有し、観光農園「ユートピアファーム」を運営するなど、大変頑張っております。

14番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、宮古製糖城辺工場北側約600メートルに位置し、現在はすき込みしてあり夏植えの準備がされていました。土地改良、換地等も完了している地域でした。

15番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、宮古徳洲会病院西側道路、久松集落向け約400メートルのところに道路に隣接した畑がありその横に位置しています。現在はサトウキビが作付けされており、未整備地区でした。申請者は、長年家族で農業に従事しており規模拡大を予定しています。

17番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、申請地(375-2、633、637)の3筆は隣接しています。伊良部長浜集落から北へ約500メートル行くと拝所があり、そこを東へ約300メートル行ったところにある大きなため池の横側に位置しています。現在はサトウキビの夏植えがされていました。ここからさらに北へ約100メートル行ったところに申請地(422-6)は位置しており、こちらもサトウキビが植えられていました。

5番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、来間大橋を渡って来間集落最初の十字路を左折、約200メートル行った十字路手前にある農村型集合住宅からさらに南へ約200メートル行った左側に位置し、現在は区画整理も終了し、サトウキビのカブだし管理がされていました。

27番委員 受付番号9番・10番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、9番と10番は同じ場所になります。新里一平良線を新里集落から平良向け約5

00メートル行った十字路を西へ約20メートル入ったところに位置し、現在は大規模のマンゴーハウスがありました。申請者は、県外の大手デパートともマンゴー販売の取引実績があり、大変意欲的に取り組んでおります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

16番委員 受付番号6番についてですが、私の間違いでなければ申請者は今回の申請地の隣にも土地を所有していると思います。そこにクレーンが何台も置いてあり地域の方々からも疑問視されています。今回の案件について何ら問題はないのか説明をお願いします。

事務局 この案件については、現場確認の際に違反転用の確認が取れましたので、現在指導通知を送付する準備をしております。

16番委員 今回の申請には何の問題もないということですか。

事務局 下地委員がおっしゃっている場所と、今回の申請地は別の場所になりますので特に問題はありません。ご指摘のあった件につきましては、先ほどもお答えしたとおり指導通知を送付する準備をしておりますので、そのようにご理解ください。

議長 休憩いたします。

休 憩 : 15:07

再 開 : 15:08

議長 再開します。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩いたします。

休 憩 : 15:10

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件でございます。
まず、受付番号1番の説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

14番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成28年6月8日に行いました。調査委員は14番私、奥浜健と18番、友利光徳委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、上地次長、川満係長、下地調整官の8人で行いました。
始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条1件、5条11件、非農地証明6件、計18件の現地調査を13時40分から16時30分まで行い、16時45分から17時まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条申請について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は久松集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、住宅等で分断された連たん接近の第3種農地であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」

を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は11件でございます。
まず、受付番号1番から11番までの説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から11番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古保健所北側約200メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、第1種低層住居専用地域（第3種農地）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松集落入口近くのコンビニエンスストア駐車場に隣接しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、住宅や原野等で分断された連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は城辺線沿いにあるレストラン「金吾」の向かいに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野や雑種地等で分断されたその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス沿いにある「島の駅」南側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、住宅や原野等で分断された連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はうむやすみゃあす・ん診療所東側に位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、住宅や原野等で分断された連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松中学校北側約200メートルに位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、住宅や原野等で分断された連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は狩俣集落内の「すむばり食堂」南側に位置しており、農地の広がりなし、住宅の広がりあり。農地の区分、集落接続の10ha以上の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 休憩いたします。

休 憩 : 15:31

再 開 : 15:35

議長 再開します。

議長 次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

- 14番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良腰原にある奥原ストア東側約100メートルに位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、第1種低層住居専用地域（第3種農地）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

- 18番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は添道集落（前福）東側に位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、集落接続の10ha以上の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

- 1番委員 受付番号7番と9番の農地区分に集落接続とありますが、地図を確認したところ接続の状況がよく分かりませんので説明をお願いします。

事務局 第1種農地というのは、10ha以上の農地が広がっていることを指します。受付番号7番・9番の航空写真を確認して頂きますと、広大に農地が広がっているのが分かると思います。また、道を挟んで住宅が10戸以上あることも確認できると思います。今回の申請地は第1種農地ですが、その住宅に接続していると判断しています。集落接続の例外許可基準に該当すると判断して今回の申請となりましたので、そのようにご理解頂きたいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原中学校グラウンド東側に位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、住宅等で分断された連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス沿いにある「島の駅」南側約300メートルに位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、住宅や原野等で分断された連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

11番委員 受付番号4番とも関連すると思いますが、こちらの申請地は分筆されていますよね。これまでも、道路側から順序よく建設しなければならないとなっていると思いますが、この土地についてどのような状況なのか説明をお願いします。

事務局 芳山委員がご指摘の件は、集落接続の第1種農地の許可申請の際に適用される条件ですので、今回の案件については問題ありません。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 説明に入る前に、非農地証明願の参考資料の訂正をお願いします。まず、1ページ目の願出人の氏名「貞雄」さんは、正しくは「男」という漢字になります。次に8ページ目の願出人の住所「西里1123番地1」は、正しくは「西里1123番地17」です。次に37ページの願出人の氏名は、正しくは「與那嶺貞吉」さんです。訂正してお詫びします。すみませんでした。

事務局 では改めまして、今月の非農地証明願いは6件でございます。
まず、受付番号1番から6番までの説明をいたします。

【議案第7号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、市営北団地に隣接し、一帯が原野で約4メートル以上の雑木や雑草等で覆われており農地としての跡形もないことから、非農地相当であると判断いたしました。遊休地B分類に該当します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、受付番号2番から6番までを一括して、現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号2番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。

2番から6番の申請地は、県道230号線（池間大浦線）から60メートル程海側に位置し、一帯が原野で4メートル以上の雑木や雑草等で覆われており農地としての跡形もないことから、非農地相当であると判断いたしました。遊休地B分類に該当します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。受付番号2番から6番について質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番委員 受付番号3番から6番までの登記簿を確認したところ、長濱さんという一人の方に対し、条件付農地法第5条の許可がなされています。許可がなされたいきさつ、なぜ今日までそのままの状態になっているのか、また今回非農地証明願いの申請がなされるまでの経緯を説明して頂きたいと思います。

事務局 この案件につきましては、いずれもまだ所有権移転されておりません。許可の条件というのが、登記簿上畑の場合、移転の際は農地法5条もしくは3条の許可が必要でありますので、その条件付きで仮登記がなされた次第です。非農地証明は、農地として将来的にも復元困難な土地に適用されるものですので、今回非農地相当であるという証明の元に、原野として地目変更できることとなります。そうなれば農地としての取扱いではなくなるため、農業委員会の許可は必要なくなります。実際に現場確認したところ、海岸線に近く岩盤であったり塩害等の被害も大きいため、将来的にも復元はかなり困難な土地であると判断し、今回の申請となりました。

2番委員 では、5条申請はされていないということですか。

事務局 はい、されておりません。

2番委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番から6番までを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9議案第8号「農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

【議案第8号、朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

26番委員 私見を述べさせていただきます。

農地の賃貸借について、農地法の規定に基づいてなされていると思います。この案件についても、賃貸契約書があれば判断材料になると思われませんが、その契約書等をここで提示することはできませんか。

事務局 本来は、農地法3条の賃貸契約書を双方で保管しているはずですが、プカラス農園側は平成7年の許可書が見つからないという事です。しかし、事務局の受付処理簿はありました。この案件は補助事業であります。県の方では賃貸の事実がないということで、現在受付処理簿の確認をお願いしているところです。あるべきはずの許可書を双方共に保管していないため、裁判で争うことになった次第です。

26番委員 補助事業で導入されたのなら、県の補助金が事業主に支払われた事実があるはずで、それで双方に同意があったと見なされるのではないですか。県からその書類等を取り寄せることが一番の判断材料になると思います。

議長 答えになるかどうかわかりませんが、導入したハウスの方は現在も使用しており、その使用料が支払われないため裁判で争われています。このまま施設を継続使用できるのか、どちらの言い分が正しいのかは我々が判断することはできません。

事務局 現在の施設利用の状況は、半分はマンゴー栽培、半分は野菜等が植えられていました。当初の目的であったマンゴーハウスとしての利用は半分であり、その現況も含めて県に報告したいと思えます。

事務局としては、沖縄県知事宛、事務局保管用の申し立てを2部受け付けました。賃貸契約の解約理由として、農地法第18条第2項第1号及び第5号、第6号に該当するためとあります。まず1号：賃貸料の未払い、5号：農業生産法人としての要件を欠いていないか、6号：その他となっています。県に進達する際、解約の理由の欄に記載されている意見を付して提出していかどうかを聞きたいと思えます。進達の際、農業委員会総会の議事録を添付しなければなりませんので、皆さんの意見等もきちんと記載した上で進達する予定ですのでご理解いただきますようお願いいたします。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

9番委員 賃料の支払いについて、賃貸借人双方から意見の聞き取りはしているのですか。

事務局 この案件は、那覇地方裁判所平良支部における平成26年11月5日付けの訴訟で、平成7年から平成22年までの15年間の賃料300万円は支払われているが、それ以降の賃料は未払いとなっているという事は明らかになっています。宮古島市農業委員会としては、プカラス農

園側に直接支払いの有無を確認してはおりませんが、県に申請があがった段階で、宮古農林水産振興センターの担当者とともに、プカラス農園と相手方に聞き取りをする予定です。この案件は以前に裁判により和解が成立しておりますが、和解勧告に従っていないということで、再度今回の申請者側が訴えた次第です。一度は合意はされているようです。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。議案第8号「農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 日程第9議案第8号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。

議長 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

7番委員 自衛隊基地誘致問題について、誘致された場合どれくらいの面積の農地が売却されるのか大まかでもいいので教えて下さい。

事務局 現在、自衛隊基地誘致問題に関連した申請書等は農業委員会には何も届いておりません。また農業委員会として、予定地や売却面積等も一切把握しておりません。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第6回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会： 16：18

平成28年6月16日

会 長 野 崎 達 男

14番委員 奥 浜 健

15番委員 砂 川 栄 徳